

# 平成 28 年度さいたま市文化財保護審議会 ー第 2 回ー 議事録

**1 日 時** 平成 29 年 1 月 23 日(月) 15 時 30 分から 17 時 10 分まで

**2 場 所** 中央図書館イベントルーム

**3 出席者** 委 員：田代脩会長、岡本東三委員、小野寺節子委員、小茂田美保委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、西山多壽子委員、波多野純委員、原由美子委員、細田浩委員、渡辺洋子委員

(欠席：老川慶喜委員、塩野博委員、西口由子委員、茂木栄委員)

事務局：平沼生涯学習部長、野尻生涯学習部参事兼文化財保護課長、青木文化財保護課長補佐兼埋蔵文化財係長、高橋文化財保護係長、森田主査、磨田主任、内田主任、上島主事)

## 4 議 事

### (1) 諮問事項

ア 平成 28 年度指定候補文化財について

第 1 号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」の指定について

第 2 号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について

第 3 号 「砂氷川社のシラカシ」の指定について

### (2) 報告事項

第 1 号 平成 28 年度文化財保護及び保存事業の概要について

第 2 号 平成 28 年度指定文化財にかかわる申請届出受理

第 3 号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

**5 公開・非公開の別** 公開

**6 傍聴人の数** 0 人

**7 審議内容** 下記のとおり

記

(1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成 28 年度第 1 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、平成 28 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

(2) 審議事項

ア 平成 28 年度指定候補文化財について

第 1 号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」について、事務局（高橋係長）より説明を行った。

- ・内藤委員、西口委員、西山委員が平成 28 年 8 月 19 日に調査を行った。
- ・調査により、諮問の時は割矧造としていたが、寄木造とした。
- ・調査により、諮問の時は製作の年代又は時代を鎌倉末から南北朝時代の作としていたが、室町時代と推測した。
- ・後補部分はあるが、頭、軀の主要部は、造像当初の形を残しており、貴重なものであることから、指定して保存を図るべきである。

このことについて、内藤委員から補足説明があった。「鎌倉時代の様式を持っているが、年代がなぜ室町時代かという、横の姿がかなり直立である。鎌倉時代に入るともう少し凹凸が出てくる。衣文についても、中心部分はしっかりになっているが、端の部分にかなり乱れが生じてくる。仏像は奈良時代、平安時代、鎌倉時代、室町時代と、どんどん省略が進んできて、江戸時代になると後ろはほとんど処理をしていない。本像は、鎌倉時代の様式をふまえているが、技法として室町時代が妥当ではないかと判断した。」

西山委員から内藤委員に同意の意見が出された。

このことについて、委員から質問・意見があった。

質問・意見

- ・田代会長ほか

名称は「観音寺木造聖観音菩薩立像」としてよろしいか。

⇒内藤委員

名称について平成 27 年度より議論されてきたが、結論として寺名のみを入れることとし「観音寺木造聖観音菩薩立像」とした。仏像を安置する場所は時代による変動も見られる。本名称で指定の仏像を特定できる。

第 1 号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」を有形文化財に指定することを教育委員会へ答

申する。

第2号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」について事務局（高橋係長）より説明を行った。

- ・内藤委員、西口委員、西山委員が平成28年8月19日に調査を行った。
- ・本像は素地に截金を施したもので、これまでに市内の指定例はない。截金の全容が判る例ではあるが、像自体は近世の作である。
- ・悉皆調査などが行われていない現状を考えると、今後さらに時代の古い截金を施した例が発見される可能性がある。
- ・今回は指定しないこととする結果とした。

このことについて、内藤委員から補足説明があった。「像高が23.7 cmと小さく、一木造だとしても不思議はない。さいたま市内では截金が施されたのが初めて見出されたものであったとしても、江戸時代のものである。これから調査が行われてくれば、もっと古い截金を施された仏像が出てくることが考えられる。指定を否定する訳ではなく、もう少し他の截金がないか分かった時点で指定としたほうがよい。今回調査した仏像が悪いものであるという意味ではないので、誤解のないようにされたい。」

西山委員から内藤委員に同意の意見が出された。

このことについて、委員から質問・意見があった。

質問・意見

- ・田代会長

截金という技法に価値があるといった話もあったが、指定しないということでよいか。

⇒西山委員

江戸時代に、素地截金がたくさんあったので、これからさいたま市にも、もっと出てくる可能性がある。

第2号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」を有形文化財に指定する答申はしない。

第3号 「砂氷川社のシラカシ」について事務局（高橋係長）より説明を行った。

- ・小茂田委員、細田委員が平成28年6月24日に調査を行った。
- ・シラカシは、高さが23.5メートル、根回り11.1メートルの個体の大きな樹木であり、保存樹としての価値は十分に有している。しかし、数年前と比較して、太枝の枯れ、幹内部の枯れ、腐朽菌（キノコ）の着生などの問題点が急激に進行している。

- ・今後の健全な生育、保存にはかなり難点が多い。
- ・枯死の恐れもあることから、天然記念物として指定しない。

このことについて、小茂田委員から補足説明があった。「サルノコシカケが生育を続けており、腐朽菌に対しての防御壁がまだできていない。これから中が空洞化してくる恐れがあり、倒壊のあり得る危険木になることも考えられる。」

細田委員から、「天然記念物は生きているため、現在の価値は充分にあっても、今後の保存管理をしていくうえで難点が多い。」として、小茂田委員に同意の意見が出された。

このことについて、委員から質問・意見があった。

質問・意見

質問

- ・重田委員

価値があるものだからこそ、指定して保存することが文化財の考え方である。

⇒田代会長

文化財の考え方については、文化財保護審議会委員は充分尊重した上での、今回の担当された委員の意見だと思う。

第3号 「砂氷川社のシラカン」を天然記念物に指定する答申をしない。

### (3)報告事項

#### ア 平成28年度文化財保護及び保存事業の概要

資料6ページから13ページに沿って、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・文化財保護審議会
- ・文化財の調査
- ・文化財保存事業費補助金交付
- ・指定文化財の普及啓発
- ・指定史跡等の保存管理
- ・指定文化財等の管理
- ・見沼通船堀 再整備事業進捗状況
- ・真福寺貝塚追加指定・公有地化事業進捗状況
- ・埋蔵文化財の調査・保存

・埋蔵文化財の普及啓発

イ 平成 28 年度指定文化財にかかわる申請届出受理

資料 14 ページから 15 ページに沿って、係より報告を行った。

ウ 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

資料 16 ページに沿って、係より報告を行った。

(4) その他報告事項

ア 国登録有形文化財の登録について

係より報告を行った。

イ 文化財の指定及び解除について

係より報告を行った。

これを以って、審議を終了した。